

市営住宅入居者を募集します《空家募集》

団地名・所在地	募集戸数	建築年度	構 造	アンテナ	照明	汚水処理	家賃月額(円)
森田第2若緑団地 森田町上相野若緑50	2戸	平成12	木造平屋2連戸 2LDK	○	○	浄化槽	18,100～ 41,400
第2月見野丘団地 森田町森田駒ヶ淵30-19	1戸	平成6	木造平屋2連戸 2LDK	×	×	浄化槽	17,800～ 34,900
鶴野団地 柏桑野木田浅井35-4	1戸	平成4	木造2階建8連戸 3DK	○	×	下水道	19,200～ 37,600
沼館（特公賃）団地 稲垣町沼崎幾世川6-1	1戸	平成7	木造2階1戸建 4LDK	○	○	下水道	40,000～ 70,000

※全ての物件に浴室、浴槽、給湯器および灯油タンクあり。

※森田第2若緑団地は、給湯設備等を改修したため、令和8年4月から月約4,000円～7,000円程度家賃が上がります。）

募集期間	10月21日(火)～10月28日(火) 8時30分～17時15分(閑庁日を除く) 入居は11月中を予定しています。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること（障害者手帳をお持ちの方、満60歳以上の高齢者または1LDKの住宅に入居を希望する者は単身での申し込み可）②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること（一般・単身世帯は月額15万8千円以下、裁量世帯※）は月額21万4千円以下、特公賃は月額15万8千円以上48万7千円以下）③市税の滞納がないこと④住宅に困窮していることが明らかなこと⑤独立して生計を営んでいること（離婚を前提とした申し込みはできません）⑥暴力団員でないこと（同居予定者を含む） ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、愛護手帳（A・B）の交付を受けている世帯
必要な書類等	①入居希望申請書（用紙は市役所建築住宅課窓口に設置。ホームページからダウンロードもできます。）②マイナンバーカード又は通知カード（入居希望者全員分）③住民票（つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要）④過去3年間、市税の滞納がないことの証明書⑤入居者及び同居予定者の令和6年度所得証明書⑥運転免許証等の本人確認書類（窓口に来られる方）⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によっては、その他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。
申し込み後	応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。選考された方は、家賃3カ月分の敷金と連帯保証人2人（税滞納のない方で所得のある方）が必要となります。
そ の 他	市営住宅では、いかなる理由があっても犬、猫、鳥などのペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。（アレルギー、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となるため）

【問い合わせ先】建築住宅課 電話42-2111（内線382、383、386）

広 告

お問合せはお気軽に！

社員・スタッフ募集

＼ 未経験者OK ＼

～友達同士でもOK～

まとめ内職も募集
初めての方大歓迎

ボタン付けやまつり・糸切り作業等
自宅でする作業

材料・仕上げ品は
当社で集配達

株式会社 木造奥田縫製

つがる市木造大畑宮崎 32-19
TEL.0173-42-1730

広 告

塗替え予定のお客様必見！

屋根・外壁「よみがえり」計画を！

ぜひ、お家のメンテナンスを！塗り替えの目安は、
屋根は5年～7年、外壁は10年前後です。

自慢の手塗り仕上げで特別価格にて施工！

当社はここがちがう！ 診断・お見積り無料

高所作業車2台導入で、高い所、こう配のある
屋根等で大活躍します。14mものびます☺
足場も自分たちで組むため安く施工できます。
ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)

五所川原塗装工業会
有限 秋元塗装
会社
五所川原市大字野里字野岸29の5

令和7年度つがる市防災訓練

本訓練は、大雨による岩木川の氾濫を想定し、住民の参加のもと関係機関が連携し、迅速かつ的確に対応できる防災体制の確立と「自助」「共助」を基本とする避難行動を習得し、市民の防災意識の高揚を図るものです。

▼日時：10月19日(日)9時～11時35分

▼場所：柏小学校ほか

▼参加団体等

柏地区自治会(下町、上派立、小和巻、かしわニュータウン)、つがる警察署、航空自衛隊車力分屯基地ほか

▼訓練項目：(1)情報伝達訓練(2)住民避難訓練(3)避難所運営訓練(4)防災ヘリによる要救助者吊り上げ訓練(5)炊き出し訓練(6)給水訓練(7)心肺蘇生(AED)・煙体験ハウス体験

県民みんなで「防災チャレンジ」

県では、10月29日(水)から11月12日(水)までの期間を「あおり防災ウィーク」と定め、県民一斉の訓練や防災に関する取り組みを呼びかけています。

市では、「津波防災の日(11月5日)」午前10時の防災行政用無線の訓練放送を合図に、自宅、職場などにおいて、頭などを落下物から守るシェイクアウト訓練(身体保護訓練)を実施しますのでご参加ください。

あわせて、災害時に備えた飲料水や食料などの備蓄品の準備・確認も行いましょう。



あおり防災
チャレンジ

【問い合わせ先】防災危機管理課 電話42-2111(内線342)

ご存じですか？ 地震による火災の多くは「電気」が原因です。

東日本大震災では、地震で発生した火災の半数以上が電気に関わるものでした。揺れで壊れた電気機器や、停電からの復旧時に出火するケースが多く見られます。



東日本大震災における火災発生原因



※日本火災学会誌
「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

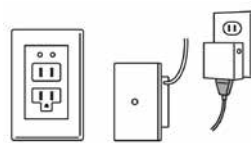
主な感震ブレーカーの種類



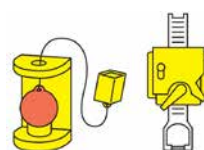
分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

10月20日(月)～27日(月)まで秋の火災予防運動が実施されます。
この機会に、「感震ブレーカー」を設置しましょう。

【問い合わせ先】市消防本部予防課 電話42-7744